

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第 41 条
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋〔平成 年 月 日〔(ハ)新築
(ニ)取得〕〕が、

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	

五 税 証 第 号

平成 年 月 日

五所川原市長 平山 誠敏 印

(注) () の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。